

Japan Tax Newsletter

デロイトトーマツ税理士法人

2024 年 12 月 2 日号

Global Investment & Innovation Incentives (Gⁱ³) 優遇税制特集 第 4 回

戦略分野国内生産促進税制の概要

Executive Summary

- 世界中で国内投資を強力に推進する産業政策競争が活発化しているなか、令和 6 年度税制改正において 5 つの戦略分野（半導体、EV 等・蓄電池、グリーンスチール、グリーンケミカル、SAF）を対象とした戦略分野国内生産促進税制（以下「本税制」）が創設された。
- 本税制では一定の要件を満たした場合、上記分野の製品ごとにそれらの生産・販売量に応じた税額控除（例：EV の場合は 1 台当たり 40 万円）を受けることが可能である。単位当たりの税額控除は製品ごとに異なるため、詳細は次頁以降を参照されたい。
- この税額控除を受けるためには、令和 9 年 3 月 31 日までに主務大臣から事業適応計画の認定を受け、その事業適応計画に沿って減価償却資産の取得等を行い事業の用に供した上で、製品の生産・販売を行うことが必要である。

1. 戦略分野国内生産促進税制の概要

(1) 概要

近年、米国におけるインフレ抑制法（Inflation Reduction Act of 2022：IRA）及び半導体関連の CHIPS 法、欧州におけるグリーンディール産業計画等、GX、DX、経済安全保障等の戦略分野における国内投資を強力に推進する産業政策競争が世界中で活発化している。令和 6 年度税制改正において新しく導入された本税制は、戦略分野のうち、特に生産段階でのコストが高いこと等の理由から投資判断が容易ではない分野を対象に、企業の新たな国内投資を引き出すため、生産・販売量に応じた税額控除措置を講じる制度である¹。

1 「[戦略分野国内生産促進税制](#)」（経済産業省ウェブサイト）を参照

(2) 本税制の対象及び優遇措置の内容

本税制の対象及び優遇措置の内容は以下である。

項目	内容										
対象法人 及び 対象分野	<ul style="list-style-type: none"> ■ 対象法人 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 対象となるのは以下の 5 つの戦略分野の最終製品（産業競争力基盤強化商品）の生産・販売を行う旨を事業適応計画に記載し、令和 9 年（2027 年）3 月 31 日までに認定を受けた青色申告法人である（措法 42 の 12 の 7 ⑦⑩、産競法 21 の 35②） ■ 対象分野（産競法 2⑭）2 <ol style="list-style-type: none"> (1) 半導体（マイコン、アナログ（パワー半導体含む）） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 補助金による初期投資支援の対象となっている計画は対象外 ➢ 先端ロジック半導体・メモリ半導体及び半導体の製造装置・部素材・原料は対象外 (2) EV 等・蓄電池 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 乗用車・商用車（二輪車は対象外） ➢ 搭載している蓄電池について、供給安定性などの要件の検討 ➢ 蓄電池に対する直接の措置は講じない（EV の中で対応） (3) グリーンスクール <ul style="list-style-type: none"> ➢ 生産プロセスを従来の高炉・転炉から電炉などへ転換することにより、生産時の CO2 排出量を大幅に削減した鉄鋼製品 (4) グリーンケミカル <ul style="list-style-type: none"> ➢ 原料を従来の化石原料であるナフサからグリーン原料（バイオ原料、廃プラスチック等）へ転換することにより生産される化学品 (5) SAF（Sustainable Aviation Fuel） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 持続可能な航空機燃料 										
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認定を受けた事業適応計画に記載された産業競争力基盤強化商品の生産をするための設備の新設又は増設をする場合において、その新設又は増設に係る機械その他の減価償却資産の取得等をして、国内にあるその法人の事業の用に供することが必要である³（措法 42 の 12 の 7 ⑦⑩） 										
税制措置	<ul style="list-style-type: none"> ■ 産業競争力基盤強化商品の区分ごとに税額控除額（下表の税額控除額を参照）が定められており、対象法人は、計画認定日から 10 年間の各事業年度において、生産・販売量に応じて税額控除を受けることが可能である（措法 42 の 12 の 7 ⑦⑩） ■ 税額控除額は競争力強化が見込まれる後半年度において段階的に引き下げられる（8 年目：75％、9 年目：50％、10 年目：25％）（措法 42 の 12 の 7 ⑦⑩） ■ 生産・販売量に応じて算出された控除税額の各事業年度における累積合計額は「事業の用に供した生産用の資産及びこれとともに産業競争力基盤強化商品を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産に対して投資した金額の合計額として財務省令で定める金額に相当する金額」（令和 6 年 11 月 22 日時点で財務省令は未公布）を超えることができない（措法 42 の 12 の 7 ⑦⑩）。すなわち、産業競争力基盤強化商品を生産するための設備投資額を超えて税額控除を適用することはできない <ul style="list-style-type: none"> ➢ この点において、「直接又は間接に使用する」設備の範囲を適切に認識することが控除税額の合計額に影響を与える可能性があるため、留意が必要である 										
税額 控除額	①半導体 (直径 200mm 換算の単位当たり 控除額)	マイコン	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">28～45nm 相当</td> <td style="width: 50%;">16,000 円／枚</td> </tr> <tr> <td>45～65nm 相当</td> <td>13,000 円／枚</td> </tr> <tr> <td>65～90nm 相当</td> <td>11,000 円／枚</td> </tr> <tr> <td>90nm 以上</td> <td>7,000 円／枚</td> </tr> </table>	28～45nm 相当	16,000 円／枚	45～65nm 相当	13,000 円／枚	65～90nm 相当	11,000 円／枚	90nm 以上	7,000 円／枚
28～45nm 相当	16,000 円／枚										
45～65nm 相当	13,000 円／枚										
65～90nm 相当	11,000 円／枚										
90nm 以上	7,000 円／枚										
		アナログ半導体 (パワー半導体 含む)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">パワー半導体 (Si：ケイ素)</td> <td style="width: 50%;">6,000 円／枚</td> </tr> <tr> <td>パワー半導体 (SiC：炭化ケイ素, GaN：窒化ガリウム)</td> <td>29,000 円／枚</td> </tr> </table>	パワー半導体 (Si：ケイ素)	6,000 円／枚	パワー半導体 (SiC：炭化ケイ素, GaN：窒化ガリウム)	29,000 円／枚				
パワー半導体 (Si：ケイ素)	6,000 円／枚										
パワー半導体 (SiC：炭化ケイ素, GaN：窒化ガリウム)	29,000 円／枚										

2 「令和 6 年度税制改正」（財務省ウェブサイト（PDF））6 頁を参照

3 「租税特別措置法等（法人税関係）の改正」（財務省ウェブサイト（PDF））479 頁を参照

		イメージセンサー	18,000 円/枚
		その他	4,000 円/枚
	②EV 等・蓄電池	軽 EV・PHEV 200,000 円/台 (EV・FCV 400,000 円/台)	
	③グリーンスチール	20,000 円/トン	
	④グリーンケミカル	50,000 円/トン	
	⑤SAF (Sustainable Aviation Fuel)	30 円/リットル	
控除上限及び 繰越期間	<p>■ 各事業年度において、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制 (DX 投資促進税制) による控除税額及びカーボンニュートラルに向けた投資促進税制 (以下「CN 税制」) による控除税額との合計で当期調整前法人税額の 40% (半導体は 20%) である (措法 42 の 12 の 7⑦⑩)</p> <p>▶ 例えば、CN 税制は当期調整前法人税額の 20% が控除上限であるが、CN 税制による税額控除を上限まで適用する場合、同一事業年度において、本税制により受け取ることができる税額控除は、半導体以外では当期調整前法人税額の 20% (= 40%-20%) が上限額となる (この場合、半導体は税額控除の適用ができない)</p> <p>■ 本税制においては 4 年間 (半導体は 3 年間) の税額控除の繰越期間が設けられているため、ある事業年度で控除上限を超過してしまう場合でも、翌事業年度以降の法人税額において適用しきれなかった税額控除を活用することが可能である (措法 42 の 12 の 7⑨⑫)</p>		

(3) 停止適用措置

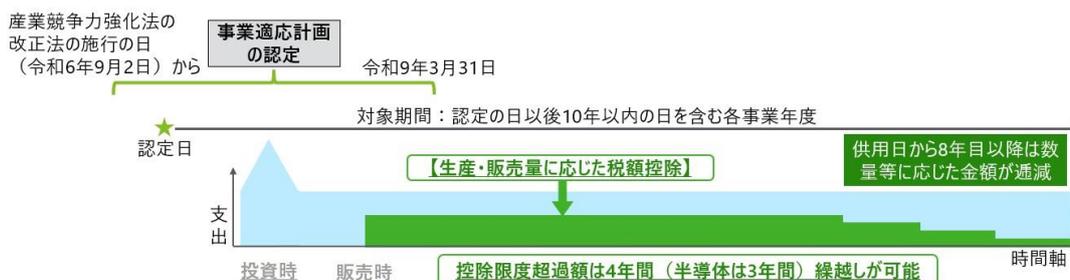
以下の 3 つのいずれにも該当する事業年度においては、税額控除は適用されない (前事業年度以前からの繰越を除く) (措法 42 の 12 の 7 ⑩)。

- (ア) 当該事業年度の所得 > 前事業年度の所得
- (イ) 継続雇用者給与等支給額の対前事業年度増加割合 < 1%
- (ウ) 国内設備投資額 ≤ 当該事業年度の償却費総額 × 40%

2. 手続及びタイムライン

(1) 適用までのプロセス

- 本税制を適用するには、令和 9 年 3 月 31 日までに主務大臣から事業適応計画の認定を受ける必要がある (措法 42 の 12 の 7⑦⑩、産競法 21 の 22①)。
- 税額控除の対象となる生産・販売期間は、対象となる設備の「事業供用日」から「認定日以後 10 年」を経過する日までであるため、対象期間を最長にするためには、認定のタイミングが事業供用の直前となることが望ましく、申請や認定に要する期間を考慮に入れて事業適応計画の準備を進める必要がある。
- 本税制のタイムライン



「[令和 6 年度税制改正に関する経済産業省要望【概要】](#)」(経済産業省ウェブサイト (PDF)) 3 頁を参照

3. おわりに

本税制は制度の運用に必要な省令・告示等の規定が未公表の状態である。関連規定が公表され次第、デロイトトーマツのウェブサイトにおいて順次、情報を発信する。

※本ニュースレターの執筆は、令和6年11月22日現在の情報に基づくものである。

(東京事務所 三浦 正暁、高橋 一雄)

<関連ページ>

- [国内外の優遇税制や補助金に関するコンサルティング業務](#)
- [戦略分野国内生産促進税制の概要と留意点](#)
- [戦略分野国内生産促進税制](#)

お問い合わせ

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3
丸の内二重橋ビルディング
Tel 03-6213-3800 (代)

大阪事務所

所在地 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1
淀屋橋三井ビルディング 5 階
Tel 06-4560-8000 (代)

名古屋事務所

所在地 〒450-8503 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1
JP タワー名古屋 37 階
Tel 052-565-5533 (代)

email tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

令和 6 年度税制改正トピックス www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ合同会社を含む）の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2024. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

